

## 平成 26 年度版 A F P テキスト 改正のお知らせ

平成 26 年 10 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、平成 26 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

### <ライフプランニング>

#### 1. フラット 35（買取型）および住宅金融支援機構（旧公庫）融資の一部繰上げ返済が、インターネットサービスの利用で 10 万円以上から可能となりました。

従来、フラット 35（買取型）および住宅金融支援機構（旧公庫）融資の一部繰上げ返済は 100 万円以上から可能でしたが、平成 26 年 7 月 29 日以降、インターネットサービスを利用することで 10 万円以上から一部繰上げ返済が可能となりました。

<平成 26 年 7 月 29 日以降の一部繰上げ返済>

	繰上返済額
インターネット	10 万円以上（※）
金融機関の窓口	100 万円以上

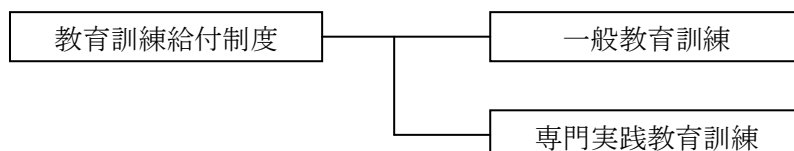
（※）期間短縮型の場合は、1 ヶ月分以上の元金（ボーナス払いがある場合は、ボーナス払い分を含めた 6 ヶ月単位の元金）が必要。

**該当ページ** P124

### <リタイアメントプランニング>

#### 1. 教育訓練給付制度が拡充されました。

平成 26 年 10 月 1 日から「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されています。新しい教育訓練給付制度では中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働省が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、給付金の支給割合が引き上げられます。これにより、教育訓練給付制度は従来の枠組みを引き継いだ「一般教育訓練の教育訓練給付金」と、拡充された「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」の 2 本立てとなりました。



(1) 教育訓練給付制度の拡充

①一般教育訓練給付

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする者については、当分の間1年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上（※）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

※平成 26 年 10 月 1 日より前に教育訓練給付金を受給した場合、この取扱いは適用されない。

②専門実践教育訓練給付

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（初めて支給を受けようとする者については、当分の間2年以上（※1））あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上（※2）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

※1 平成 26 年 10 月 1 日より前に旧制度の教育訓練給付金を受給した場合であって、初めて専門実践教育訓練を受給しようとする場合は2年、同年 10 月 1 日以降に旧制度の教育訓練給付金または一般教育訓練給付金の支給を受けた場合は10年以上。

※2 平成 26 年 10 月 1 日より前に教育訓練給付金を受給した場合、この取扱いは適用されない。

<平成 26 年 10 月 1 日以降の支給内容>

	一般教育訓練 (従来の教育訓練)	専門実践教育訓練
支給額	受講費用×20%	受講費用×40% (受講修了後に資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された者またはすでに雇用されている者に対しては20%を追加支給)
支給額の上限	10万円	32万円/年 (上記20%の追加支給を受けた場合においては48万円/年)
支給期間	最長1年	原則2年 (資格につながる場合は最長3年)

(2) 教育訓練支援給付金の創設

専門実践教育訓練給付の受給資格を持ち、受講開始時に 45 歳未満の離職者であるなど一定の要件を満たす者には「教育訓練支援給付金」が支給されます。訓練期間中の支給額は、離職前の賃金に基づいて算出した額（基本手当の半額）で、平成 30 年度までの暫定措置となります。

該当ページ P18

2. 企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられました。

平成 26 年 10 月 1 日から、企業型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられています。

<企業型の拠出限度額>

	平成 26 年 9 月 30 日まで	平成 26 年 10 月 1 日以降
① 他の企業年金がない場合	月額 51,000 円	月額 55,000 円
② 他の企業年金がある場合	月額 25,500 円	月額 27,500 円

該当ページ P168

以上